

Title	諏訪時代の上總介忠輝(下)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助(Abe, Shusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.3 (1923. 5) ,p.21(327)- 53(359)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230500-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

諏訪時代の上總介忠輝（下）

諏訪子爵家所藏の「大久保加賀守殿より上總介殿品々申上覺の控」（延寶八年庚申八月）「上總介殿御番之次第并御家來之覺」（天和三年癸亥七月十日）及以上兩種の覺を根本的材料に使用せしと信せらるゝ。鮎澤氏所藏の忠輝記によれば忠輝が飛彈より信州諏訪に徒されしは彼が三十五歳の時即ち勢州朝熊の山に配所の月を見てより十一年目の寛永三年四月廿四日のことである。而して彼が飛彈より信州諏訪に徙されし理由は彼自からの自由意志の然らしめし處にあらずして寧ろ前者の場合に於ける預り人たりし金森出雲守重頼が忠輝其人の放逸なる態度に充分守護の責任を全ふすること能はざりし結果之れを辭退せしによるのである。勿論、忠輝の放逸なる態度即ち藩翰譜の所謂「けしかる御振舞の多かりし」ことは當時に於ける幕府の當局者が「此朝熊の山と申すは海邊無碍に近く、しかも殺生禁斷の所なり、人遠き境にて御徒然の折からは御鷹狩、川逍遙をもさせ給ひて、御心をも慰められんには便なる所なれば飛彈國へは渡らせ給へ」との甘言の下に他處に移るを欲せざりし彼れと外部との接觸を絶對的に禁止せんとせしことが金森家をして勢ひ嚴重なる監視をなさしむるに至りし點に其根本の原因があると思ふ。而して諏訪に徒されし忠輝は天和三年即ち彼れが此世を去るに至る迄、彼れの家

臣と共に諏訪湖畔の高島城本丸の脇通稱南ノ丸に五十八年の憂き生活を送つたのである。同地方の口碑によれば南ノ丸は本城の星形より指したる方位で其舊址は最近迄存したと云ふことである。尙ほ此南ノ丸は天和三年に至る迄前後三回の火災に罹つてゐるのである。即ち其第一回は慶安三年十二月十四日の夜で諏訪家の臣矢島家の系圖に「慶安三庚寅年十二月十四日夜從忠輝公臺所出火、南之丸不殘燒失、元綱時忠輝公之不去御膝下警衛之、忠輝公移ニ之丸」とあるが、此元綱は正保二年以來、諏訪家より南之丸の常番に任せられたもので、現に火災の當時、諏訪賴水と忠恒とは江戸参勤の日切迫使し結果、元綱に對して忠輝監視を寛かにす可からざることを以てしたのである。次ぎに第二回目の出火は寛文九年十二月廿九日の夜半で、屋敷の總長屋を焼失せしめたのであるが、之れは第一回目の場合と同じく全部公儀より普請せられたのである。更に第三回目は天和三年癸亥七月十日に認められた「上總介殿御番之次第井御家來之覺」によれば「延寶八年庚申九月廿四日寅ノ刻長屋數三軒此間數二十六間自火にて燒失仕候」とあり、忠輝記には「延寶八年庚申年九月廿四日夜長屋三軒間數二十二間自火燒失」とあるが、然し諏訪家の大納戸日帳には一日おくれた延寶八年九月廿五日の條に、「晴天酉ノ刻より曇、夜に入、少々雨降、刀三上刻南丸之御長屋村井宮内右衛門居所より火事出來長屋四通燒失」となつてゐる。多分、廿五日は廿四日の誤りであると思ふ。今回出火の火元である村井宮内右衛門は小口助左衛門と稱するものゝ子で天和三年七月には千本主税、川村一學、林正助、林四郎左衛門の四人と共に忠輝の小姓を勤めてゐた者で同人妻との間に四人の男子があつたのである。而して此延寶の出火は前二回の場合に比すれば其損害の程度が比較的僅少なりし結果、前二回と異なつて諏訪家によ

つて普請せられたのである。次ぎに今日諏訪家に存する「上總介殿御屋舗之繪圖」なるものは其上包の奉書紙に「上總介殿御番所之繪圖并覺書三通」と記した右側に「天和元年西十二月十九日に認之候得共、此繪圖書付は上り不申候」とあるより見れば此繪圖面に現はれた南之丸は寛文九年の火災後、公儀によつて普請せられしものが大部分で、只だ長屋の一一部が延寶八年の火災後、諏訪家によつて普請せられしものなる故、先づ此繪圖面は寛文九年の火災後約十四年間に亘れる彼の居所を示すものと斷定して差支ないと思ふ。勿論、寛文九年以前の南之丸も同年以後のものと大同小異であつたのである。今、此繪圖面によつて南之丸の構造を見るに屋敷の東西南北共に沼池で、只だ屋敷正面に於ける一個の橋と之れが左右にある二個の幅狭き通橋とによつて僅かに外部に接觸し得るのである。然かも此、通橋の左右には更に長塀があつて自由に交通するを得ざると共に、橋の正面には待番所と足輕番所とがあり、尙ほ其前方に番所の如きものが存してゐたのである。次ぎに屋敷は正面の一部分を除いては全部、柵を以て圍まれ之れが相間相間に二人番と稱せし番所が北の隅に一箇所、東の隅に一箇所、其間に一箇所、又た東の隅より南の隅に至る迄四箇所、更に南の隅より西の隅迄二箇所都合九ヶ所設けられ、尙ほ此柵と鐵釘の如きものを一面並立せしめた柵との間に西より南にかけて二十八間道幅八尺、南より東にかけて五十二間、道幅八尺、東より北にかけて二十四間半、道幅九尺、北より西にかけて四十二間、道幅九尺の道路が存し、塀に沿ふては多く長屋が設けられ、忠輝の居所は立闈を除いて三棟よりなつてゐたやうである。尙ほ屋敷の後方にある四個の水路には船番屋と稱すものが設けられた。此船番屋は忠輝記によれば「足輕六人、屋敷柵之外、沼川三處船番常は不勤御檢使之時は

居る」となつてゐるが、「大久保加賀守殿より上總介殿品々申上覺」の控と「上總介殿御番次第并御家來之覺」に「足輕六人右は上總介殿屋敷柵之外廻りに沼并川御座候故三ヶ所船番晝夜申付候」とあるより見れば此方面の警戒は單に檢使の遣はされし際のみではなかつたようである。そうじて諏訪家の南之丸に對する警戒振りを忠輝記、「大久保加賀守殿より上總介殿品々申上覺」、「上總介殿御番次第并御家來之覺」等の史料を通じて見るに、正面に於て直接警戒の任務に當れるものは、侍五人、步行目付二人、足輕五人、足輕目付一人で彼等の番所には鐵砲五挺、弓三張、鎗五本其他突棒、サツマタ、ヒネリ、火消道具等を備へ、以上の勤番中、侍一人足輕一人は晝夜の別なく南之丸塀の外、柵之内を廻つて警戒し、殊に國持大名が諏訪を通過する際には更に侍及足輕の勤番を臨時に増加せしものである、更に柵の相間にある九ヶ所の番所に中間十八人を配して晝夜二人づゝ勤めしめたのである。而して是等勤番役人の配置が延寶、天和の時代とその以前との間に餘り大なる相異を有せざりしことは延寶八年及天和三年の覺書に「右之趣祖父因幡守時上總介殿諏訪より御越被成候節より役人番之者等人數無相違相勤申候以上」其他、常番の侍一人があつて番人の政役や夜分柵之内夜廻の任務に服せしむる爲め、特に其屋敷は南之丸附近に構へられてゐる。而して延寶八年の「大久保加賀守殿より上總介殿品々申上覺」の控と天和三年の「上總介殿御番之次第并御家來之覺」によれば此常番に任せられたものは上原清大夫である。而して彼が如何なる任務を有せしやを更に具體的に示すものは延寶七年二月朔日忠晴黒印のある次の覺書である。

一、番所改之儀任先例之旨及心底分は不顧遠慮當番侍中候茂令差圖無油斷可勤仕事。

一、就番所之儀不思儀成事并雖縱侍中勤番於怠惰は其趣家老中に可申達事。

一、番所夜廻之儀尋常には三夜に一兩度程、扱亦風烈時分は毎度可巡見事。

附國持大名衆往還之時節或祭禮或依其様體夜廻等諸事疎略有之間敷事。

一、侍中當番斷書之儀郡紙面可書留事。

一、上總介殿爲下人等於時節如先規足輕共可闕之并遠方に於參者家老中に窺其趣可遣之勿論用之品書留可差置事。

一、河筋、棹小船爲湯汲下人等於て時分は其趣書留足輕共堅可申付事。

一、萬一何等之事、於出來は無憚上總介殿御坐候處へ馳參諸事差引應其時宜可有思惟事。

右之條々堅可相守候也。

更に忠晴は同年同月同日を以て次の如き上總介に關する番所の法度を發布してゐるのである。

一、當番之節晝夜無油斷相勤可任先例事。

附朝夕食代之儀遲參有之間敷事。

一、家來衆自然不依上下番所より雖立寄候寄合間敷事。

附自領一季居之者共は寄之間敷事。

一、侍中當番之節可着袴之事。

一、當番之刻番所之外より罷出間敷候並非番之者參間敷事。

附私用之儀辨之間敷事。

一、當番之節侍番所は勿論惣櫓之内於小番所不作法之行跡高雜談并三回諸勝負事物而無詮慰又た晝夜寢休仕間敷事。

一、當番之節縱何分之鬱憤又當座之悶雖有之、加堪忍及喧嘩口論間敷事。

一、無詮儀表方之沙汰聊御家來衆へ洩達有之間敷事。

附免許役人之外出入間敷事。

一、於諏訪町如例賣買物等小使之者調之出入之刻於番所相改遂吟味可通事。

右之趣從先代尤制法有之所今度聊令潤色之間堅可相守之者也。

此忠晴は諏訪因幡守賴水の孫で徳川實記明暦三年三月廿五日の條に「信濃國高嶋城主諏訪出雲守忠恒が遺領二萬石を長子忠晴につかはしめられ、千石を二男兵部頼隆、千石を三男右衛門頼久にわかつしめらる」とあるのがそれである。次ぎに諏訪家の臣にして南之丸に出入し得しものは同家の家老又たは上席の役人に限られしもので延寶八年八月の「大久保加賀守殿より上總介殿品々申上覺」には茅野興惣左衛門、諏訪大學、牛山内記、鹽原三左衛門、諏訪十左衛門、茅野吉兵衛の六名で、天和三年七月十日の調では諏訪圖書、茅野兵庫、牛山内匠、志賀七右衛門、諏訪十左衛門、茅野吉兵衛の六名となつてゐる。以上の人々は忠輝に關する重大なる用事の相談役である。次ぎに忠輝及其家臣の日常生活即ち朝夕の買物に對して取次役兼改役をする定役人が二名ある。延寶八年の「大久保加賀守殿より上總介殿品々申上覺」及天和三年の「上總介殿御番之次第并御家來之覺」によれば渡邊七郎兵衛と保延仁兵衛の兩名である。次ぎに直接諏訪町に赴きて上總介屋敷の用事を便する小遣の者が二人ゐて、毎日一

人宛交代に町に出で調べし者は先づ渡邊七郎兵衛と保延仁兵衛の改を受け更に番所にて侍及歩行目付によつて改められし上、屋敷内に齋らされたのである。勿論彼等は常に同屋敷内に住し、町に買物に赴く際には目付足輕（當番の足輕の外に隔番に一人宛番所に差置れしもの）一人が常に之れに指添せられたのであるが、但此足輕は屋敷内に入ることは出來なかつたのである。更に年々屋敷内に於て消費せらるゝ炭薪等請取役として足輕一人が任命せられしと共に忠輝及其家臣が病氣に罹りし際に之れを治療する醫師が一名任命せられてゐるのである。此醫師は延寶八年の覺書にも天和三年の覺書にも井手苔庵となつてゐる。尙ほ、かかる場合には渡邊七郎兵衛、保延仁兵衛の内、一名が相伴することになつてゐる。又、南之丸の屋敷には年季奉公に入込んだものが少くない。延寶八年八月の覺書によれば諏訪一季居臺所者二十三人其内二人女、諏訪一季居又者二十九人其内下男十一人下女十八人と記され、天和三年七月の覺書には諏訪一季居臺所者十八人、其内、女二人、諏訪一季居又者三十一人、其内下男十三人、下女十八人と記されてゐる。斯く多人數を雇入れしに不拘、是等の年季奉公人は一定の資格を有することが必要であつたのである。即ち諏訪生れの身元確かな百姓の内から充分吟味して雇入れたのである。而して雇入られた彼等は其年季の明る迄、一切、屋敷外に出づることは不可能で其期間は親、兄弟と雖、音信贈答等總て禁せられたのである。斯くの如きは單に年季奉公の者のみならず一般に嚴禁せられしことは延寶八年及天和三年の覺書に「上總介殿屋敷より何方へ成共書狀取替し少之傳言にても不爲仕候萬一外より書狀傳言等有之候共毛頭取次不申候様に番之者役人等に堅申付候」とあるにて明である。而して以上の警戒の方法は諏訪家が便利上實施せしものでなくて寧ろ幕

府の命令と見做す可きことは寛永三年四月十九日、永井信濃守、井上主計頭、土井大炊頭、酒井雅樂頭より諏訪因幡守に宛てし文書の中に

一、不斷町にて調物之儀如何可在之候哉と承候貴殿の者に被申付調被參尤候、若調に外へ出らで不叶者在之にをひては奉行を被付出し可被申事。

一、他處よりの狀又其元より他所への狀のとりかはし一切可有御停止事。

斯く屋敷の内外に對して諏訪家の警戒が嚴重なりしに不拘、尙ほ多少、外部との間に接觸ありしことは承應三年三月十八日に幕府は大目付松下下總守正直と書院番諏訪左門頼直の兩名を信州諏訪に遣せしことがある。而して兩使派遣の理由として徳川實記の記す處によれば、上總介の屋敷に關係を有せし町人が參州岡崎の町人より一通の書狀を依頼せられしことが露顯せし爲め之れを査檢する點に存したのである。

以上吾人は忠輝居住の南之丸の構造と之れに對する諏訪家の警戒振りを考察したのであるが、尙ほ諏訪家の忠輝に對する守護の程度は吾人が茲に掲げし寛永三年四月十九日の覺に「御番之儀貴殿知行高半役之積を以つて可被仕之旨被仰出候之間可被其意事」次ぎに忠輝の家來筋に對して諏訪家は果して如何なる待遇をなせしやに就きて史料の示す處を觀察したいと思ふ。

延寶八年八月二日の覺書の終りに上總介殿御家來男女人數覺なるものがある。それによれば

從飛彈參候者

家老 久世半左衛門

納戸役

久世傳左衛門

林忠左衛門

勘定之者

坂本 宗夢

林 正 林

♂男六人

千本内匠後家

林忠左衛門女

同人 妹

大野休庵母

♂四人

右二口♂拾人

諏訪生

用人

半左衛門嫡子

久世 左近

納戸役

同次男

久世左兵衛

小姓

同三男

久世彦四郎

小姓

勘兵衛子

川村 一學

小姓 甚右衛門子

忠左衛門子

林正助

林四郎左衛門

小姓 小姓

小口助左衛門子

村井宮內右衛門

同人男子三人

久兵衛子

川上次郎兵衛

病氣

内匠子

千本數馬

大野休庵

男拾三人

久世半左衛門娘二人

林正助母

同人娘一人

川村一學母

大野休庵娘一人

村井宮內右衛門女

久世傳左衛門女

同人娘二人

女拾人

右二口べ二十三人

天和三年七月十日の覺書の終末にも上總介御家來男女人數之覺として次の如きものがある。

從飛彈參候者

家老

久世半左衛門

納戸役

久世傳左衛門

臺所役

輕き者八人之内

林忠左衛門

勘定之者

長川庄右衛門

茶道

林正林

べ男五人

千本内匠後家

林忠左衛門女

同人妹

大野休庵母

べ女四人

右二口べ九人

諏訪生

用人

半左衛門嫡子

久世左近

納戶役

同三男

久世左兵衛

小姓

同三男久世彥四郎事千本主稅

小姓

勘兵衛子

川村一學

小姓

基右衛門子

林正助

小姓

忠左衛門子

林四郎左衛門

小姓

小口勘左衛門子

村井宮內右衛門

同人男子四人

病氣

內匠子

久兵衛子

千本

數馬

川上次郎兵衛

大野休庵

男拾四人

久世半左衛門娘二人

林正助母

同人娘一人

川村一學母

大野休庵娘一人

村井宮內右衛門女

久世傳左衛門女

同人娘二人

女拾人

右二口べ二十四人

又、忠輝記に「忠輝公御家來男女次第不同」にして、次の如きものがある。

自飛彈
參候者也

正木 左京

死

千本内匠

近藤十郎左衛門

家老

久世半左衛門

納戸役

久世傳左衛門

戸田權兵衛

林忠左衛門

川村勘兵衛

林甚右衛門

勘定者 長川庄右衛門 千本内匠後家

林忠左衛門妹 正木左京召仕

林忠左衛門妻 大野休庵母

諏訪にて生候者

用人 半左衛門嫡子 久世 左近

寛文二年 内匠子

千本 敷馬

納戸役 右同人次男 久世篠兵衛

小姓 半左衛門三男 久世彦四郎

小姓 勘兵衛子 川村 一學

小姓 甚右衛門子 林 匠作

小姓 忠左衛門子

林四郎左衛門

小姓

小口助左衛門子

村井宮内右衛門

村井宮内右衛門男子四人

久兵衛子

上村次郎兵衛

大野 休庵

久世半左衛門娘二人

林匠作母并娘

川村一學母

大野休庵娘一人

村井宮内右衛門妻

久世傳左衛門妻及娘一人

とあるが、此男女次第書きが正保元年八月以前の調書たることは、此次第書中に記された近藤十郎左衛門が同年八月二十三日、其妻子を指殺し併せて其身も自殺せし事實より推定し得るのである。而して是等家來筋の行動が制限せられし點に就きては延寶八年及天和三年の覺書に「上總介殿御家來上下共番所橋より外に出し不申候自然拙者方々爲使久世半左衛門參候時は番所之侍一人并目付之者差添罷越候勿論本丸より外へ一切出し不申候」とありて、上總介の家老久世半左衛門及其嫡子左近が本丸に赴きし事實は諏訪家の大納戸日帳の處々に散見する處で、其一二の例を擧ぐれば延寶七年二月三日の條に「上總介様より先刻御出被遊候爲御禮久世半左衛門被遣御書院にて御逢被遊候久世左近も半左衛門に御副被遣」又た同年六月三日の條に「久世半左衛門御參府に付左近と同道にて參る」とあり、但忠輝が諏訪に徙されし當時、幕府が忠輝の家臣に多少の自由行動を保留せしことは吾人が前に掲げし文書即ち今日、諏訪家に存する忠輝に關する文書中、最古のものと稱せらるゝ年號不知の文書（此文書は酒井雅樂頭及土井大炊頭外二名より諏訪因幡守に與へしもので、寛永三年四月十九日のものなら

ん)の一節に「其元湯多在之に付上總殿御内衆湯治などいたし候者之儀承候湯治不仕て不叶ものは貴殿より奉行被添いらせ可被申事」とあるにて略ぼ其間の消息を知るを得ると思ふ。次ぎに忠輝其人の自由行動に就きては幕府根岸家に傳はる記録に「根岸藤右衛門正吉なるもの寛文中嫡子喜太郎を伴ひ諏訪の温泉に入浴し宿痾を治養す、一日或貴人に邂逅す、其何人と云ふことを知らず、唯園碁の手合をなして娛樂消光す、貴人快談中正吉に汝は何人なる哉と問ふ、正吉慎みて不語、貴人先づ汝語らば吾亦語らんと正吉徐ろに其家系を語る貴人いと満足せり、我れは神君九男上總介忠輝と云ふ者とあり、正吉恐縮爾後技を争ひしことなしと云ふ、忠輝即ち正吉に請ふて喜太郎を坐下に止め以て給仕せしむ、忠輝卒去後、喜太郎積年の恩誼に感じ僧となりて忠輝の廟側に庵を建て、其冥福を祈れり、後去て下野國正定寺に住し猶忌辰を弔しと云ふ、而して忠輝自から神君の九男と云ふ按に九子なる可し女子三人を混じたる數ならん云々」であるが果して此記録の傳ふるが如き自由行動を幕府と諏訪家が忠輝に對して許せしやは甚しく吾人の疑問とする處である。次ぎに彼の家臣の死去せしもの又たは病氣に罹りしものに對しては諏訪家は一々飛脚を以て江戸へ注進せしもので、例者大納戸日帳延寶二年八月十七日の條に「上總介様御家來林甚左衛門昨夜中相果候、久々煩申候由則鹽詰に仕教念寺地内に置、江戸へ注進之御飛脚出る」とあり、又、病氣に罹りしものに對する一例を示せば寛文二年に亂心せし千本數馬に對して天和三年七月十日の覺書の中に「寛文二壬寅より亂氣に罷在候其節御注進申上、今右之通に御座候」とあり、而して是等家臣の死去せるものに對して幕府は檢死を派遣せし場合と然らざる場合とあり、例者は近藤十郎左衛門自殺の場合には幕府は小姓組頭諏訪隼人正頼郷を遣はし、慶

安元年七月久世權左衛門が死去せし際には御側中根壹岐守正盛が屬吏をして檢視せしめたのである。而して之れに反せし場合は吾人が以前に指摘せし林甚左衛門の病氣で、即ち大納戸日帳延寶二年八月廿六日の條に「江戸より御飛脚參候右衛門は林甚左衛門様御檢使不及候間に取捨候様に御奉書參候に付昨夕取置候」とあるが、まさしくそれである。而して忠輝家臣死去の場合に其死骸を見せ物同様に取扱しことは大納戸日帳延寶八年十月三日の條に「表御目見無之是は上總様御家來坂本宗夢相果候に付死骸教念寺へ被遣御家老中始御家中衆其外近所之出家衆町人迄右之處へ參り彼の死骸を見」とあるにて略ほ其一端を察するを得ると思ふ。

現時、諏訪家所藏の文書中、單に七月十日なる月日を附せるものに「上總介殿從飛彈御越候刻供にて參候御家來男女都合四十四人」があり、又、史料通信叢誌第二編前信濃の部にある上總介殿諏訪配流之記の覺書に「寛永三年の丙寅卯月廿四日信州諏訪へ上總少將様御預け御着城爲御兩使中山勘解由殿、内藤外記殿飛彈より諏訪迄被奉送之都合上下四十人餘也、本城南丸に御坐所出家中に而家筋之者一人宛御用掛相勤る兩角太郎兵衛、矢島八兵衛、大熊善兵衛、上原清兵衛(清大夫の誤か)等也」とあるが如く、忠輝が飛彈より諏訪に移りし際に隨行し來りし家人は四十人内外で、是等の人々は年と共に漸次世を去るに至りしことは吾人が前に掲げし七月十日附文書の内譯として

侍拾壹人内

九人死

輕き者八人内

五人死

又者

八人死

女上拾壹人内

七人死

下女

六人死

メ三十五人死

残る九人存生

によつて明かである。而して延寶八年八月の「大久保加賀守殿より上總介殿品々申上覺」によれば
從飛彈參候者

家老

久世半左衛門

納戸役

久世傳左衛門

勘定之者

長川庄右衛門

坂本 宗夢

林忠左衛門

メ男六人

林 正 林

千本内匠後家

林忠左衛門女

同人 妹

大野休庵母

ペ四人

右二口ペ拾人

とあるに對して天和三年七月十日の「上總介殿御番之次第并御家來之覺」中にある「上總介殿御家來男女人數之覺」に

從飛彈參候者

家老

久世半左衛門

納戸役

世久傳左衛門

輕き者八人之内

臺所役

林忠左衛門

勘定之者

長川庄左衛門

茶道

林正林

ペ男五人

千本内匠後家

林忠左衛門女

同人妹

大野休庵母

ペ女四人

右二口べ九人

とあり、即ち延寶八年の分が天和三年の人數に比して一人を減せしは坂本宗夢が延寶八年十月に此世を去りし結果で、吾人が前に掲げし年號不明の文書は吾人の推定する處を以てすれば天和三年七月十日のもので、忠輝は同年七月三日逝去せしを以て此文書は彼が諏訪に移りしより其死に至る迄五十八年間に飛彈より隨行せしものが減少するに至りしことを示せるものである。斯くの如く飛彈より來りしものは其數四十四人より九人に減少せしも、然かも諏訪に於て生れしもの少からず、今、延寶八年の人數覺と天和三年の人數覺とを比較すれば左の如し。

延寶八年八月人數覺(諏訪生)

天和三年七月人數覺(諏訪生)

用人	半左衛門嫡子	久世	左近	
納戸役	同次男	久世左兵衛		同
小姓	同三男	久世彦四郎	久世彦四郎事	千本 主税
小姓	勘兵衛子	川村	一學	
小姓	基左衛門子	林	正助	同
小姓	忠左衛門子	林四郎左衛門		同
小姓	小口助左衛門子	村井宮内右衛門		同
久兵衛子	同人男子三人			同人男子四人
川上次郎兵衛				

千本内匠子

千本 數馬

大野 休庵

同

男拾三人

男拾四人

久世半左衛門娘二人

同

林 正助母

同

同人娘壹人

川村 大學母

大野休庵娘一人

村井宮内左衛門女

同 同 同

久世傳左衛門女

同 同 同

女拾人

女拾人

即ち諏訪にて生れしものは延寶八年八月の調にては二十三人（其内男拾參人、女拾人）天和三年七月には二十四人（其内男拾四人、女拾人）にて、之れに飛彈よりの生存者及諏訪一季居の臺所者及又者を加ふる時は前者の場合は八十五人（其内男五十人、女三拾四人）後者の場合は八十二人（其内男四十八人、女三十四人）となるのである。斯くの如き大家族の生活は如何にして支持せられしやに就きて見るに吾人が前に掲げし四月十九日（寛永三年？）附の文書が示すが如く、幕府は一面、諏訪家に

對して「御番之儀、貴殿知行高半役之積を以可召仕之旨被仰出候之間可彼得其意事」と「入夫之儀被仰越候是れは貴殿より二三人も御つかはし可在候事」を規定せしと共に他面、忠輝に對しては「御扶持方は百人分被進之候之間御かちつきには其御心得にて先貴殿より可被遣候委細者重て可申入候以上」とありしに不拘、忠輝の合力米は三百人扶持に規定せられ、之れが初期には川中島代官所より米俵にて渡せしものであるが、それでは不便少からざりし爲め、其後忠輝方の希望により川中島代官天羽七右衛門、設樂孫兵衛より四月、八月、拾月の三回に別ちて其時の諏訪町の米相場にて金子に引換へ納めしめたのであるが、其後更に四月、八月、拾月を正月、五月、九月の月初に變更せしめたのである。以上、川中島より齎らされし合力米以外に諏訪家より時々燃料を供給せしことは諏訪貞松院所藏の松平上總介源忠輝一代記（天保十四癸卯年壬九月中院賸）の卷末に「寛永三年飛彈國より信州諏訪へ移り給ひ、高嶋の南の丸に御殿を立、公儀より三百人扶持、金子五百兩年に御贈、城主賴水君より薪千駄を贈り候事」とあるにて明かである。但、以上の收入にては到底八十餘人の大家族の生活を支持すること能はざりし結果よりして忠輝は勿論、彼の臣下に至る迄何れも腰廻りの物を賣拂ふに至つたのである。即ち前者に對する史料としては土屋但馬守が諏訪因幡守に與へた左の二通が之れを證明するのである。

昨日被仰聞候上總殿御道具御拂候儀各相談申候處御望次第之初御肝煮何方成共御拂候様にて被仰候間其御心得可有候上總殿よりの御狀返進申候

四月十二日

土屋但馬守

諏訪因幡守殿

覺

上總介殿拂道具之儀各より申達候處苦間舗候間跡々之通被御肝煮候て御拂尤の由に御座候間左様御心得可被成候以上

六月廿一日

土屋但馬守

諏訪因幡守殿

更に後者に就きては、今日、諏訪家に存する「上總介様御家來衆より相調四十八年以前に此方に御取置被遊候道具之覺」なる史料が明かに此間の消息を語るのである。今、此帳簿に現はれしものを表にして示せば次の如くである。

品種	代金	賣人	買人	取次人
一、守常之刀一腰	二兩	正木正京家來	長左衛門	有賀源兵衛
一、中脇指一腰	三分九匁	名てつ	溝口源三郎	五味勘五郎
一、村正中脇指一腰	壹分	同	後藤文てつ	
一、金房ノ刀作一腰	三分	正木左京内	兵助	鹽原伊一郎
一、上ヶ物刀作一腰	二兩	上總介家來	次郎衛門	三澤七之丞
一、中脇指一腰	一兩	長左衛門	武居	後助
一、同	六匁	吉田庄衛門	川村勘兵衛	
名てつ				

一、祐定脇指作り 一腰 十匁

小てつ 小平 與市

一、だんの單物一つ 一分五匁

次郎衛門 吉田庄衛門

一、そめ付皿二十 壱分と銀三匁

長左衛門 鵜飼傳左衛門

而して以上の品々は一般商人に拂渡さずして諏訪家にて立換へ同家に保存せられたのである。斯くの如き家計不如意の状態は次の如き口碑傳説を諏訪方面に遺さしめたものであると思ふ。即ち「公儀よりの手當一年金一千兩づゝ下賜せられしなり、忠輝、右にて尙不足たれば富裕の諸侯江戸參勤之節下諏訪宿に自身到り諸侯より金銀の融通を強請せし爲め諸侯の多くは此方面の道を避けしと云ふ」而して「上總介殿御願口上之覺」(未五月廿五日)に「御勝手不自由に御座候付道具成共御拂被成度被思召候得共御用に立申様成御道具無御座候」とあるが如く限りある身邊の諸道具を賣拂ふのみにては到底永續的に家計の不足を補ふこと能はざりし結果よりして遂に忠輝は幕府に向つて從來、給せられし三百人扶持を正月二百兩、五月二百兩、九月二百兩、合せて壹年之三百人扶持を六百兩にて請取ることを乞ふに至つたのである。而して藩翰譜別註に「紳書に上總介御合力百人扶持御加増之事諏訪の時云々老中例として用給はず酒井空印公儀一年御損にて來年分供されしと見ゆ」とあるは或は此際のことではないかと思ふ。而して忠輝の要求を幕府が承諾せしことは諏訪家に存する左の文書が之れを證明するのである。

今朝御出上總殿御願之儀ハ被仰聞候趣何もヘ申談候處僅之儀に候間御願之通に致可然やに候三百人扶持を六百兩に直し正、五、九月三度に被相渡候様にと御勘定衆へ申渡候委細は御勘定衆より可

被達候間左様に思召可被成候以上

六月十三日

大久保加賀守

而して勘定方は大久保加賀守の命を受けし結果、同月同日を以て更に次の一通を諏訪因幡守に與へたのである。

上總介殿より跡々に渡來候三百人扶持之儀從當未之年金六百兩に而相渡候様にと御老中より就被仰渡天羽七右門、設樂孫兵衛方え金子可被相渡旨申遣候間此段御家來衆へ可被仰通候右之趣拙者共方より可申進之旨大久保加賀守殿之仰渡に付而如此御座候委細者七右、孫三より可相達候 以上

六月十三日

甲斐庄喜衛門

德山五兵衛
杉浦内藏允

諏訪因幡守様

諏訪因幡守なる名稱は賴水の場合と其孫忠晴の場合とがあるが、以上二通の文書に現はれたる因幡守が忠晴を意味することは延寶八年八月二日の覺書中に「上總介殿御扶持之儀一日に三百人扶持積り四月八月十二月三度に諏訪町米穀之相場次第金子に而信州川中島御代官所より使者にて被差越請取申候處去年六月上總介殿御願之儀申上候得ば早速御願之通被仰渡一年に金子六百兩之内正二百兩、五月二百兩、九月二百兩宛請取申候」とあるにて明白で、同時に忠輝より幕府に對して要求せし年月は延寶七

年六月のことであつたことが推定せらるゝのである。尙ほ此要求の實現せられし以後は川中島代官所より使者が齎らせし扶持金は當時南ノ丸に對する常役人たりし渡邊七兵衛及保延仁兵衛が請取之れを諏訪家の用人に告知せし上、忠輝の家臣に渡したのである。

諏訪城主が參勤歸城後或は年頭其他の場合に於て南之丸に忠輝を訪問し其都度、帷、小袖、鳴、鶉、雲雀、雉子等を贈りしことは大納戸日帳の處々に散見する處であるが、是等、城主よりの訪問、贈答、使者の御禮廻を除きては五十八年間の忠輝の生活其者に對しては之れを知り得る材料を有しないのである。吾人が前に掲げし貞松院の忠輝一代記の卷末に「御存生の内終に大阪の御咄もなかりしとかや」とあるが如く或は一種の好々爺として其餘生を送つたものであるかも知れないのである。然し寄る年波は此年少氣銳の貴公子を襲ふて、彼は既に延寶八年頃より病氣勝ちで同時に眼病をも併發せしようである。大納戸日帳、延寶八年庚申六月十四日の條に「上總介様御機嫌惡敷被成御座候付爲御使者茅野淺右衛門夜中丑之刻爰元出立」又た同月十五日の條に「上總介様御病氣之儀に付卯之上刻酒井雅樂頭様大井能登守様稻葉美濃守様堀田備中守様へ御出」之れは餘程重體であつたからであると思ふ。尙ほ其病態に就きては同月廿二日の條に「茅野淺右衛門代に三輪喜右衛門參上、上總介様癪病去る十八日御震不被成候」とあるのである。又た延寶九年四月廿六日の條に「卯之上刻御出老中様方不殘御廻り被遊之れは上總介様御氣色惡被成御座由昨夕申來云々」とあり、次ぎに天和二年十一月廿二日の條にも「上總介様御機嫌惡敷被成云々」とあり、然るに同年も無事に經過して翌三年七月三日腹痛を感じしを以て醫師井手臺庵投薬せしも何分老體の故とて遂に同日巳之刻を以て波瀾多き生涯を終るに

至つたのである。勿論、危険の徵候は多少其前日に存せしを以て諏訪よりは當時江戸参勤中の太守因幡守忠晴に急を奉じたのである。而して之れが使者は大熊半助で彼は二日巳之刻諏訪高島城を發して同三日子之中刻江戸に着し病體を言上したのであるが、既に忠輝は使者が江戸に到着せし日に逝去せしを以て、諏訪方面よりは更に井手八左衛門正次、牛山源左衛門重利をして即刻同地を出發せしめたのであるが、彼等は五日に江戸に着し、忠輝逝去の由を通じたのである。そこで太守は先づ時の月番老中大久保加賀守に以上の兩使者と共に此事變を通告すると共に即刻登城の上御暇乞を受け、同日亥の下刻江戸を發し中仙道を經て八日酉の刻に諏訪に着したのであるが、諏訪家の御用部屋日記には「八日申の下刻諏訪御着城被遊」とあり大納戸日帳にも申の下刻諏訪着城あるから、これは後者が正しいと思ふ。之れより先き忠輝逝去の日を以て檢使の役を命ぜられた服部久左衛門は同月六日巳の刻井手八左衛門正次を案内として江戸を發し、之れ亦た中仙道を經て九日酉の刻に諏訪着、翌十日太守同道南之丸にて檢使滯りなく相濟しを以て、即時兩角惣兵衛江戸老中方へ注進の爲め諏訪を發し十二日江戸着、十三日其任務を果たしたのである。尙ほ服部久左衛門は檢使済し當日江戸に向け出發し、太守は其翌十一日辰刻諏訪を發して十四日申刻江戸に着したのである。次ぎに忠輝葬儀の状態に就きては忠輝記中にある「上總介殿御逝去に付諏訪御番所勤之覺」が最も詳細を傳へてゐると思ふ。

一、七月三日申下刻御尊骸請取之三重箱に納之茅野兵庫、志賀七左衛門、諏訪十郎左衛門出合外様給人九人白帷子着上下、外様徒目付同上下着用右時御番勤之三日より十日迄
之内晝夜不寢番

一、十日巳之刻御尊骸於迎冬山貞松院中葬之御供落髮久世半左衛門、同傳左衛門、其外外様給人

六人白帷子着上下内二人御大小持之、御槍一本御長太刀御鉄箱上原清太夫、久保島十兵衛押騎

馬御法名

寂林院殿心譽輝窓月仙大居士

而して忠輝逝去の當時にありては公儀の差圖により七月十日より十二日迄法事を執行し、又、廟所成就の際には内外様給人一人從士一人づゝを勤番せしめたのであるが、然かも年月の経過につれて殆んど無縁佛同様に取扱れしことは貞松院九世の住職辨達和尚が寶永三年四月寺社奉行に差出せし左の願書によつて之れを知るを得るのである。

乍恐奉願口上之覺

松平上總介様御事二十四年以前於信州諏訪御逝去被遊同所愚院境内に奉葬候然共其節より御佛供料等も無御座候に付只今迄は御忌日に御供物等奉供儀も無御座候勿論御年忌御當被成候而も御法事執行仕候儀も曾て無御座候以前之御家人筋目之者共打寄漸御茶湯など差上候儀に御座候拙僧儀も御家人之世悴に御座候處上總介様御遺言を以爲御菩提幼少之節出家在於増上寺學問相勤罷在候處貞松院は拙僧師跡故去夏入院仕候幸去秋御廿三回忌に御當候故御法事執行御回向を申上候段誠に以冥加相叶本懷至極奉存候然上拙僧住職之間は何分とも御回向可申上候得共後代至候得ば御追善及怠斷可申候ご歎敷奉存候就夫岡崎三郎様御寺遠州二俣清龍、駿河大納言様御寺高崎大信寺御公儀様より御佛供料被遊御寄進候付御追善等無解怠相勤り申候殊に上總介様御事は御一生之間御扶持方被進其上廿五年以前御願之節も諏訪因幡守方迄御奉書を以御病體被遊御尋候程之儀御座候處時之住持如何存候

哉御佛供料之儀不奉願候只今至候而是一向の御無縁被爲御成候段無是非御事奉存候右申上候通拙僧儀は御譜代之者之忤候得ば此段別て歎入奉存候依之今度乍恐御佛供料之儀願申上永く御追善等も無油斷相勤候様にと奉存候此等之趣何方にても宜敷御沙汰被遊被下候はゞ難有仕合奉存候委細之儀は御尋之上口上可申上候以上

寶永三丙戌年四月

淨土宗知恩院末寺 貞松院
信州諭訪

寺社御奉行所

以上の願書は同年四月四日を以て提出せられ同年六月十一日を以て其願は聞届けられて貞松院は同月廿三日、綱吉の朱印狀即ち「信濃國伊那郡三日町村之内三拾石之事今度寄附之訖貞松院全收納不可相違者也」を受くるに至つたのである。尙ほ貞松院が伊那方面より三拾石餘を實際に收納せし事實に就きては史料通信叢誌第十二編前信濃の部に「伊那郡御代官高谷太兵衛より貞松院へ申來候は出家一人地方鍛練之者一人被差越知行可被受取候御自分に於無之は地頭の役人衆へ被申達候而成共と有之候依持弓小頭伊藤七兵衛遣度旨願出願之通被申付候十月十四日稱名院より七兵衛被差越候處三拾石之田畠此地主百姓小物成迄悉改吟味之上帳面を以被相渡請取之歸尙物成二十五俵六升餘」とあるにて明かである。

次ぎに忠輝逝去後、問題となりしものゝ第一は彼れに遺子ありしや否やに關する詮索にして第二は家臣の處分方法となす。先づ第一の問題は忠輝の臣久世半左衛門より左に示すが如き忠輝に遺子なき證文を認めしこによつて解決せしが如くである。

上總介殿へ子息とては男女ともに一人も無御座候在世の時分男子一人御座候處是は岩付へ御預け其處にて被相果候由承候仍如件

天和三年

癸亥七月八日

久世半左衛門

正次

茅野兵庫殿
牛山内匠殿

而して此證文中に「在世の時分男子一人御座候處是は岩付へ御預け其處にて被相果候」とある岩付へ預けられし男子に就きては徳川實記寛永九年八月十八日の條に「是より先、上總介忠輝朝臣の息徳松丸を阿部對馬守重次にあづけられ、岩櫻城にありしが今年十八才なり、にはかに住居に火をかけて自殺せらる、對馬守重次が家士等大に驚き、火炎の中に飛び入て屍を取り出し検視を待て後、葬りしどぞ（日記、家譜、江城年錄）世に傳ふる所忠輝朝臣北の方は仙臺黃門政宗の息女なりしが、その腹には子なくして竹の局といへる女房の腹にこの息女は設けられき母子共に岩櫻にあづけられてある間にこの局ものよく書きしかば手本を得て學ぶ者多し阿部が家來西海孫左衛門といふものゝ女子十二三ばかりなるをも手習の爲めごて常に局のもとへつかはしけるを重次聞付けてかの女子を追出さしめ父の孫左衛門にも腹きらせけり、徳松丸この事を大にいかり、かゝる振舞に及びしどぞ」只だ松平上總介源忠輝一代記の表紙裏に「東照宮御六男越後少將源忠輝七代源忠道松平源七郎領三百石、源忠敏主稅

助後稱上總介從五位下講武所劍術教授方出役安政三辰三月」とあり是等は果して忠輝と如何なる關係を有せしか明かならず、次ぎに第二の問題たる忠輝家臣の處分に就きては諏訪因幡守忠晴は忠輝死後江戸に着すると共に七月廿二日を以て當時の老中を訪問したのである。即ち大納戸日帳天和三年七月二十二日の條に「終日小雨降、卯の上刻大久保加賀守様へ御出、上總介様御家來御處置之儀に付而也、其より堀田備前守様、稻垣安藝守様へ御見廻」とあり、其結果如何なる處分法が講せられしかを明がにするものは次ぎに示す三通の文書である。

以上覺

一、上總介殿御卒去に付各始御家來中不殘面々勝手次第何國何之處へ成共罷越居住不苦勿論主取之儀可爲心次第事。

一、上總介殿御合力金之内當年相残り候九月渡り二百兩請取御家來中に遣答候之間近日例年之通御代官衆より其許迄可指越候請取各に相渡し候様にと留主居之者共方迄申遣候尤來子之年より御合力金上り申由に候事。

一、御家并長屋等迄不殘各勝手次第こぼし候て受用可有之候事。

一、上總介殿諸御道具金子迄不殘何茂配分受用可被致候事。

右之趣大久保加賀守殿宅にて被仰渡候以上

亥

七月二十三日

諏訪因幡守

久世半左衛門殿

久世左近殿

指上御請之事

一、上總介殿就逝去拙者共及家來中不殘少も御構無之勝手次第何國何之處に成共罷越居住仕不苦由且又主取之心次第可仕之旨奉畏候。

一、上總介殿へ御合力金之内當年相残りの九月渡二百兩之儀家來中拜領仕段奉得其意候尤奉請取之上配分可仕候事。

一、御家并長屋等且又上總介殿諸道具金子迄少も不殘家來中拜領仕候事。

右之趣大久保加賀守様御宅にて諏訪因幡守様へ被仰渡候段重疊難有仕合奉存候仍如此に御座候以上。

元和三年亥七月廿二日

久世傳左衛門（書判印判）

久世左近（同）

久世半左衛門（同）

諏訪圖書殿

茅野兵庫殿

牛山内匠殿

上總介殿御扶持方金子請取申覺

一金貳百兩小判

亥の九月より同十二月迄四ヶ月
分但一日に三百人扶持の積り也

右之金子天羽七右衛門殿御手代吉野儀衛門、古橋平左衛門、安田四郎兵衛より諏訪町迄被指越志賀七右衛門、諏訪十郎左衛門取次にて慥に奉請取候處實正也誠以難有仕合に奉存候家來中不殘配分可仕候仍證文如此に御座候以上、

傳左衛門事

天和三年癸亥七月晦日

久世無人書判印判

久世左近(同)

半左衛門事

久世世陰(同)

茅野兵庫殿

最後に忠輝の遺物と稱せらるものは必ずしも少くない。例者、彼の菩提寺貞松院所藏の陣羽織、陣大鼓、諏訪上社へ奉納の忠吉銘の大刀、同じく下社へ奉納の手箱、其他、諏訪附近の農家に彼が使用せしと稱せらるゝ盃、長持、草履、提灯、重箱、盆、佛具等が現存してゐることであるが、斯く彼の遺物と稱せらるゝものが多きに對して彼の遺墨と稱せらるものは、吾人が曩きに「史學」第二號の卷頭に掲げし俳句を除いては單に次の文書あるのみである。

猶々御無事之由目出度存候

其已後者久々御音信も不承候處に其地御堅固之由珍重存候爰元無相替儀候可御心安候隨而刀の儀本阿彌申分爲御知忝存候然も左文字之義手前秘藏に候より此方へ御返可被下候殘貳腰は拂世可給候將亦た右申入候拜借金之儀御老中へ被仰難叶候はゞ拜領道具に候へとも式部正宗の刀御老中へ被入仰拂申度候御六ヶ敷候共賴存候委は圖書助與惣左衛門尉に申渡候恐々謹言、

上 總 介

忠 照（書判）

四月六日

諏訪因幡守殿

人々御中

本研究に就きては伊木壽一氏及在諏訪の今井眞樹氏を煩せし所多し、茲に厚く兩氏に感謝す。

阿 部 秀 助